

令和8年度第1回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	令和 8 年 9 月 1 8 日（金）午後 3 時～ 5 時
開催場所	徳島市役所 8 階 庁議室
出席者	委員会 多田委員長、谷口委員、則包委員、臼井委員、上野委員 徳島市及び 契約監理課長、上下水道局総務課長ほか関係各課・事務局職員 上下水道局
審議案件	一般競争入札（総合評価方式含む） 5 件 指名競争入札 5 件 随意契約 0 件 合計 10 件

議事概要

委 員 会	徳島市及び上下水道局
入札・契約手続等の運用状況等について	
◇随意契約の落札率が低い、要因は何が挙げられるか。 ◇共通費、つまり人件費について乖離が発生したということだが、今回審議する複数の案件において最低制限価格以下となり失格している業者が多い状況となっていますが、どういう状況でしょうか。	◆随意契約は半年間で2件ありましたが、1件は落札率92.64%でしたが、1件の落札率は64.94%でした。 落札率の低い案件の内訳明細書の分析によると共通費において乖離が発生しております。一般競争入札等は最低制限価格等を設定していますが、随意契約は最低制限価格を設定していないため、このような低い落札率となることがあります。 ◆国としては物価高や人件費の高騰もあり、積算基準として従前より高い経費を計上しており、本市はその数値を用いて積算しております。 一方で業者のほうも競争により、共通費の削減努力をしているため、昨今の人件費等の乖離が発生していると思われます。

審議 1 <一般競争入札・総合評価方式> 国府中学校校舎長寿命化改修工事（2期）

（教育委員会事務局総務課）

◇入札参加者に対して市内に主たる事業所を持つ者として入札参加資格を設けているが、下請・再下請に対して入札資格の縛りがあるか。

◆市内でなければいけないという条件はありません。

◇入札参加資格に特Aランクを設けているが、下請・再下請に対してはどうなっているか。

◆下請・再下請に対してはランク制限を設けておりません。

◇その場合、品質確保はどう担保するのか。

◆元請の技術者の資格や実績・実務経験を総合評価方式で採点しています。
元請業者に下請業者の管理をしてもらい、それを本市が検査しており是正がある場合は元請に指導しています。

◇下請が再下請に出す場合の発注に対する本市や元請の対応はどうなっているのか。

◆適正に業者間で契約しているという認識です。

◇下請業者が請け負った金額の殆どを再下請業者に発注している状況であるがどうなのか。

◆内容を把握しながら施工管理することが重要と考えています。
下請業者が受注した内容をどの程度再下請業者に発注するかは状況により異なりますので、一概に判断することは難しい状況です。

◇発注書・受注書を見ていると「～一式」と記載されており部分発注なのかどうなのか判断ができない。

◆「～一式」という紛らわしい記載がされていますが、金額から複数の業者に部分発注をしていると思います。

◇下請業者に対する発注日・受注日の日付が元請業者の契約日と同じものが多いがどうなっているのか。
また日付がないものもある。契約書や請書は必要なくてもいいのか。

◆入札するにあたり事前に見積をとっており、早期の段階で元請・下請間の受発注事務が行われていると推察されます。
契約書や請書は建設業法で書面による工事契約の取り交わしは必要となっております。

審議2 <一般競争入札・総合評価方式> 川内中学校南校舎長寿命化改修工事（2期） （教育委員会事務局総務課）	
◇参加業者が1者しか参加してないが競争原理は働いているのか。入札時には業者は他に競争業者がいることは分かるのか。等級が特Aは何者あるのか。 ◇案件に対する周知はしているのか。 ◇落札率が高い原因は。 ◇特Aの業者数が少ないのも不調の原因と思われる。等級が下の業者を対象とすることはできないのか。	◆電子入札を用いているため、業者は実際の競争相手がいることは把握できません。また今回の工事に参加できる特Aにあたる業者は14者となります。本案件は以前に募集をかけたが不調となっており、工程管理等が難しい性質の工事であり、受注がしばらく案件と推測されます。 ◆事前にインターネットで発注見通し情報を公開しています。 ◆一旦不調になった案件なので、競合が少ないと業者が判断したと推測されます。 ◆等級が下の業者は資格を持つ技術者が少なく、技術者を長期間拘束するような本案件への対応は難しいと思います。
審議3 <指名競争入札> 日開南19号線局部改良工事 （道路建設課）	
◇4者が最低制限価格より低くて失格となっているが、設計価格は適正か。	◆最新の積算単価を使用しており適正と思います。2者の入札額が高く最低制限価格が高くなりこのような結果となりました。ダンピング防止のために最低制限価格は低くならないようにしています。
審議4 <指名競争入札> 西富田・新町児童館屋上広場防水改修工事 （子育て支援課）	
◇辞退の理由は聞いているか。 辞退と不参加の違いは何か。 ◇予定価格と同額かつ1者入札であり、不自然に見えるが要因は何が考えられるか。 ◇推測だけではなく、きちんと辞退理由を調査すべきである。	◆辞退の理由は聞いていません。 電子入札システムにより指名業者を指名した後に、指名業者がシステムで辞退の入力処理をすると辞退扱いとなります。不参加の場合は、入力処理をしなかった場合に不参加扱いとなります。また辞退処理において辞退理由を入れる項目はなく、確認できるのは辞退処理を行った日時となります。 ◆発注時期が年明けで季節外れであり、他の工事に技術者が参加していて応札できなかった可能性があることと、金額が低い工事であり参加意欲が低かったこと、落札業者が指名競争入札の新規参入業者であり請負実績が欲しかったのではないかと推察されます。 ◆内部で協議していきたいと考えています。

審議5 ＜指名競争入札＞ 日開団地9号線側溝工事	
(道路維持課)	
◇先ほどの案件と同じく低い入札価格で応札した業者が最低制限価格を下回り失格となっているが適正な積算はできているか。	◆最新の積算単価に基づいて算定しているので適正だと思います。
◇低価格で失格した業者は落札する意思を持って積算したと思われる。	◆落札意思はあると思います。
◇その努力を無駄にしない仕組みであってほしい。	◆最低制限価格の計算方法は事前に公表しております。また最低制限価格は計算式の中に平均入札価格を用いており、開札後でなければ判明しない計算式となっております。
◇最低制限価格の計算式を変更する考えはないのか。	◆自治体により最低制限価格はさまざまな計算方法があり、メリットやデメリットがそれぞれあります。直近では令和4年に最低制限価格の落札率の変更を行っております。
審議6 ＜一般競争入札＞ 丈六排水機場詳細設計業務	
(河川水路課)	
◇入札執行結果の状況から入札業者の入札金額の並び方をみると不自然に思う。機械的な並び方となっている。過去の入札監視委員会の同種案件にも同様の傾向がみられた。同種の他の業務委託の点検等も必要ではないか。	◆過去の実績を調査してみます。
◇設計担当者作成の内訳明細書は公表されているのか。	◆開札後に公表となります。
◇設計担当者作成の内訳明細書と落札業者が入札した内訳明細書の金額が一般管理費を除いてほぼ同じ金額だがどうなっているのか。	◆同じ積算ソフトで算定していくと、どうしてもほぼ同じ金額が出てしまいます。そうした状況で経費削減をするとなると一般管理費の削減ということになってきます。
◇設計業務ではこうなのか	◆業者によっては独自に算定してくる場合もありますが、今回のように逆算して算定してくるとこうした結果となる場合もあります。

審議 7 <指名競争入札> 住吉万代園瀬橋線平面交差点（ラウンドアバウト）詳細設計業務 (道路建設課)	
◇入札執行結果について先の設計業務の案件と同様、似たような数字が並んでいるが積算ソフトが似通えばこのような結果となるのか。	◆はい、似たような傾向が出てくると思います。
◇今回は15者指名して15者全員が参加しているがどうなっているのか。	◆建設工事と違い、設計業務は技術者の専任義務を要しないので複数の業務を受注しやすい環境にあります。
審議 8 <一般競争入札> 中央浄化センターNo. 3 最終沈殿池設備改築工事	
◇ 再々発注を行い、工事の入札があったとのことだが、工事の難易度を下げたり、資格業者の枠を広げたりといった工夫をしたから応札があったのか。それとも業者の仕事量の関係で応札があったのか。	◆ 不調になるたびに設計金額を増やして対応しておりました。不調については、おそらく技術者の配置ができないといった応札者側の事情もあったのではないかと考えております。
◇ B社はA社に比べ安い金額で入札を行っているが、なぜA社が落札業者となったのか。	◆ 総合評価方式による採点を行ったため、金額以外の評価部分である会社実績等により得た評価値により最終的に評価値の高いA社がB社を上回り、落札業者となりました。
◇ 総合評価方式について、社会性の評価点となるボランティア活動はどのようなものが対象となるのか。	◆ 公共施設の維持管理に関するもので、人数と会社活動として行ったかどうかを確認できる資料が提出されれば対象となります。
◇ 総合評価方式の社会性の評価基準に4項目以上とあるが、最大4項目しかないように読み取れるが。3項目以上とあるが、4項目も含むのではなく、3項目の場合ということか。評価基準が高くなるほど配点も高くなるのか。	◆ はい。そうです。
◇ 平均完工高はB社がA社より4倍ほど高くなっているが、施工実績の件数はA社の方が多くなっている。このデータは整合性があるのか。	◆ 平均完工高は徳島県が行っている共同受付で業者の方から提出いただいた金額をそのまま採用しております。そのため詳細については確認することができない状況となっております。一方、総合評価値の算出では、落札候補者となっている業者についてテクリスや契約書の写しを使用することで確認をとっております。

- | | |
|---|--|
| <p>◇ 11 者中 9 者が辞退している理由はどういったものなのか</p> | <p>◆ おそらく技術者の配置の問題があるかと考えられます。また、予算計上前に機器類の市場調査見積もりを行っており、1 者だけ非常に安価な見積もりを提示しておりました。これを元に上下水道局で積算をし、予定価格の算出を行ったため、想定より低い予定価格での入札執行となりました。そのため業者側は利益が少ないと判断し、入札に応じなかったと考えております。</p> |
| <p>◇ 辞退とは辞退の意思を表示しているものなのか。</p> | <p>◆ はい。そうです。</p> |
| <p>◇ 市場調査見積もりが非常に安価なものと発覚した際に、これを元に作成された予定価格を使用した入札ではなく、最初からやり直した方がよいのではないのか。</p> | <p>◆ ダumpingにならないよう精査を行っていますが、当該案件については、発注時期、配置予定技術者等の理由を鑑みて入札を行ったと考えております。</p> |
| <p>◇ 予定価格を上下水道局のみで作成することは難しかったのか。</p> | <p>◆ 当該案件は機器を購入し、据え付けるという業務になるのですが、上下水道局だけでは機器の値段がわからないため、予定価格の作成は困難となります。機器の値段を調べるため市場調査見積もりを行い、これを積算根拠といたしました。</p> |
| <p>◇ 機器費は業者ごとでこれほど差が出るものなのか。また、上下水道局で見積もり依頼した金額はもっと安かったのか。</p> | <p>◆ 当該案件は指名競争入札で全者に見積もり依頼をかけ、一番安い見積金額で積算を行いました。</p> |
| <p>◇ 市場調査見積もりの金額で上下水道局が機器を購入し、据え付けを業者に行ってもらうことはできないのか。</p> | <p>◆ 機器だけの購入となっても入札となるため、見積金額で購入することはできません。</p> |
| <p>◇ 砂ろ過コンプレッサーとはどのような設備なのか。</p> | <p>◆ 汚水を浄化するために使用する砂ろ過設備のろ過砂が固まらないように攪拌を行う設備となります。</p> |

審議 10 <一般競争入札> 福島一丁目・新南福島一丁目污水管渠築造工事（2工区）ほか9箇所に伴う発注者支援業務（一般競争）	
◇ 参加資格の一つに平成 27 年以降に下請（又は元請）として履行実績を有するものとあるが、新しく事業を興した業者は参加できないということなのか。別事業者で経験を積み、起業した人でも業者としての実績がなければ参加することができないのか。	◆ はい。そうです。
◇ 新しい業者が公的な工事に参加する資格を与えられない事について、チャンスが与えられずかわいそうだなと思う。	◆ 当該案件は他案件に比べ工事の質がより一層求められるため、一定程度の履行実績を持つ企業に施工をしていただきたいです。一方すべての案件に対して履行実績を求めているのではないため、まずは新しい企業に履行実績を必要としない工事で実績を積んでいただきたいです。
◇ 下請の実績について規模や金額の指定はないのか。	◆ 当該案件については指定していませんが、総合評価案件になるとある程度の条件を指定する場合があります。
◇ 予定価格に対して最低制限価格が低いように感じるが、予定価格から離れた金額で入札した業者が落札となる可能性があるのでしょうか。	◆ そうです。
◇ 最低制限価格の計算方法について、工事と業務で係数が違う原因は。	◆ 徳島市の要綱に準じて行っているため、このような違いがでております。

指名停止の運用状況について	
◇赤松土建について、落札後に契約辞退をしているがどう いう状況であったのか。	◆落札後に経営状況が不安定で受注できる状況では ないと辞退の申し出がありました。
◇落札前に何か対処できることはなかったのか。	◆推測ですが、業者の担当者レベルでは経営状況は分 からなかったのではないかと思います。また電子入 札システムを利用しており、開札処理まで落札業者 の情報が分からない仕組みとなっております。
◇民間企業の場合は、信用調査会社などを利用して事前に 信用調査をしてから取引をしており、こういう事態には なりづらい。	◆どの業者が落札するかは開札処理まで分からない ので、開札後の信用調査となり現実的な対応は厳し いと思います。 また業者登録の際に経営事項審査をしており、その 際に経営状況の把握をしています。最長1年7カ 月間隔ごとに経営事項審査を受ける必要がありま す。実際は年度ごとに確認しているのが実態となり ます。

以 上